

## 一般財団法人 茨城県建築センター手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人茨城県建築センター確認検査業務規程」

(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人茨城県建築センター(以下「建築センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認、検査手数料)

第2条 業務規程第15条に規定する建築物に関する確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の手数料の額は、申請一件につき確認については別表第1、中間検査については別表第2、完了検査については別表第3、仮使用認定については別表第4にそれぞれ掲げるとおりとする。なお、別表第1、第3で認証とあるのは5,000㎡以内の型式適合認定書又は型式部材等製造者認証書を有する建築物(令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分の写しが添えられている場合に限る。)に適用する。また、建築基準法第6条の3第1項ただし書きによる政令第9条の3で定める比較的簡易な構造計算である許容応力度等計算(いわゆるルート2)による確認申請については、別表第1に掲げる額に別表第5に掲げる額を加えるものとする。

2 別表第1、2、3及び4の床面積の合計は次の各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を新築、増築又は改築する場合は当該申請に係る部分の床面積の合計
- (2) 建築物を移転、大規模な修繕、大規模な模様替又は用途変更を行う場合は当該申請に係る部分の床面積の合計の2分の1
- (3) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合は当該計画変更に係る床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する床面積の合計)

3 別表第5の建築物の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について建築物の計画の敷地内の建築物ごとに算定する。この場合において、当該建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなして算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（(2)及び(5)に掲げる場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築する場合（(5)に掲げる場合を除く。）は、当該計画の変更に係る建築物の床面積
- (3) 建築物を大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合（(4)に掲げる場合を除く。）は、当該建築物の床面積
- (4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して当該建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合は、当該計画の変更に係る建築物の床面積
- (5) 建築物を増築する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して増築する場合を含む。）は、当該増築に係る部分の床面積に当該建築物の既存部分の床面積を加えた床面積

（建築設備に関する確認、検査手数料）

第3条 業務規程第15条に規定する建築設備に関する確認、完了検査の手数料の額は、一の建築設備について、別表第6に掲げるとおりとする。

- 2 確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更する場合は、別表第6に掲げる確認申請に係る手数料の額の2分の1とする。

（工作物に関する確認、検査手数料）

第4条 業務規程第15条に規定する工作物に関する確認、完了検査の手数料の額は、一の工作物について、別表第7に掲げるとおりとする。

- 2 確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更する場合は、別表第7に掲げる確認申請に係る手数料の額の2分の1とする。

（手数料の減額）

第5条 建築センターは申請を引受ける場合、次に定める区分に応じ当該手数料を減額することができる。

- (1) 建築基準法施行規則（旧）別記第七十号様式又は建築センターがあらかじめ指定するソフトウェアを利用した電子データを記録したフロッピーディスク又はそれに替わる記録装置を添付した場合、当該手数料を1,000円減額することができる。
- (2) その他建築センターが認めた場合

(証明手数料)

第6条 建築センターが交付した確認済証等の証明に要する手数料は、1件につき2,000円とする。

- 附則 この規程は、平成12年 6月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成14年 1月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成14年 4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成17年 10月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成18年 10月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成19年 4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成19年 6月20日から施行する。
- 附則 この規程は、平成19年 11月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成22年 4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成25年 4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成26年 4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成27年 6月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成28年 6月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成29年 10月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成30年 5月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和 2年 6月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和 6年 1月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和 7年 4月1日から施行する。

別表第1 建築確認申請手数料

(単位：円)

床面積の合計		建築確認	
			認証
100 m <sup>2</sup> 以内のもの	3号建築物	23,000	21,000
	その他	32,000	
100 m <sup>2</sup> を超え200 m <sup>2</sup> 以内のもの	3号建築物	30,000	30,000
	その他	41,000	
200 m <sup>2</sup> を超え300 m <sup>2</sup> 以内のもの	3号建築物	47,000	42,000
	その他	59,000	
300 m <sup>2</sup> を超え500 m <sup>2</sup> 以内のもの	3号建築物	70,000	63,000
	その他	84,000	
500 m <sup>2</sup> を超え1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		96,000	95,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		142,000	137,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		252,000	227,000
4,000 m <sup>2</sup> を超え6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		348,000	313,000
6,000 m <sup>2</sup> を超え8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		444,000	
8,000 m <sup>2</sup> を超え10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		492,000	
10,000 m <sup>2</sup> を超え20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		636,000	
20,000 m <sup>2</sup> を超え50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		840,000	
50,000 m <sup>2</sup> を超え100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		1,272,000	
100,000 m <sup>2</sup> を超え200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		1,810,000	
200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの		2,352,000	

## 【経過措置】

法6条第1項第4号の建築物として確認を受け令和7年3月31日までに着工した建築物の計画変更に係る確認手数料は、3号建築物の欄の額によるものとする。(令和8年3月31日受理分まで)

## &lt;手数料の加算&gt;

1. 確認申請にルート2による構造計算書の審査を要する建築物を含む場合は、建築物ごとに別表第5に定める額を合計した額を加算する。
2. 構造計算書の添付を要する建築物(1に該当する場合を除く)は、次の額を加算する。

500m<sup>2</sup>以内 : 一の建築物につき20,000円

500m<sup>2</sup>を超えるもの : 一の建築物につき30,000円

\*当該建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなして算定する。

\*面積は計算を行う部分（既存部分も含む）の面積とする。

2の2. 壁量計算による構造審査を行う場合は、次の額を加算する。

一の建築物につき10,000円

3. 次の①～③の場合は、各々の定める手数料額を加算する。

①各種検証法を用いた場合（面積は検証法を用いる部分（既存部分も含む）の面積とする。）

2,000㎡以内 : 32,000円

10,000㎡以内 : 56,000円

50,000㎡以内 : 80,000円

50,000㎡を超えるもの : 120,000円

②天空率を用いた場合、申請建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%

(1,000円未満切捨て)

③特定天井の検証方法による場合 : 20,000円

4. 省エネ適判を行うことが比較的容易なものとして仕様基準若しくは誘導仕様基準（以下「仕様基準等」という。）を使用する場合は、別表5の2に定める額を加算する。

5. 同一棟増築で既存部分の面積が200㎡以上の場合は、次の額を加算する。（既存部分の検査済証をセンターが交付している場合を除く。）

既存部分の面積に応じた別表第1の表の額の20%（1,000円未満切捨て）

※ 既存部分の検査済証がない場合は料金も含め事前相談をお願いします。

6. 消防同意又は浄化槽明細書の送付を要する場合は、次の額を加算する。

消防同意を要する場合 3,000円（防火・準防火区域外の住宅附属建物を除く）

浄化槽明細書の送付を要する場合 1,500円

7. 新築でホームエレベーターを設ける場合（3号を除く）は、次の額を加算する。

8,000円

別表第2 中間検査手数料

(単位：円)

床面積の合計		中間検査	
		当機関で直前の確認済証 を受けたもの	他機関で直前の確認済証 を受けたもの
100 m <sup>2</sup> 以内のもの	3号建築物	23,000	26,000
	その他	30,000	33,000
100 m <sup>2</sup> を超え200 m <sup>2</sup> 以内のもの	3号建築物	32,000	36,000
	その他	42,000	47,000
200 m <sup>2</sup> を超え300 m <sup>2</sup> 以内のもの	3号建築物	44,000	49,000
	その他	58,000	64,000
300 m <sup>2</sup> を超え500 m <sup>2</sup> 以内のもの	3号建築物	57,000	63,000
	その他	75,000	83,000
500 m <sup>2</sup> を超え1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		83,000	92,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		115,000	127,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		168,000	185,000
4,000 m <sup>2</sup> を超え6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		204,000	225,000
6,000 m <sup>2</sup> を超え8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		265,000	292,000
8,000 m <sup>2</sup> を超え10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		324,000	357,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		360,000	378,000
20,000 m <sup>2</sup> を超え50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		468,000	492,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		732,000	769,000
100,000 m <sup>2</sup> を超え200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		1,020,000	1,071,000
200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの		1,404,000	1,475,000

## 【経過措置】

法6条第1項第4号の建築物として確認を受け令和7年3月31日までに着工した建築物の中間検査手数料は、3号建築物の欄の額によるものとする。(令和8年3月31日受理分まで)

## &lt;手数料の加算&gt;

法6条第1項第4号の建築物として確認を受け令和7年4月1日以後に着工した建築物の中間検査手数料は、次に該当する場合には、別表2の手数料に、それぞれ記載の額を加算したものとする。

- ①構造計算書添付の場合 20,000円
- ②壁量計算書添付の場合 10,000円
- ③省エネ仕様基準等による場合 別表第5の2に掲げる手数料

別表第3 完了検査手数料

(単位：円)

床面積の合計		完了検査				
		当機関で直前の 確認済証を受けた もの	認証	当機関で 中間検査 合格証を 受けたも の	他機関で直前の 確認済証又は 中間検査合格証を受 けたもの	認証
100 m <sup>2</sup> 以内のもの	3号建築物	28,000	26,000	27,000	34,000	<u>29,000</u>
	その他	35,000		34,000	42,000	
100 m <sup>2</sup> を超え200 m <sup>2</sup> 以内のもの	3号建築物	40,000	36,000	38,000	46,000	<u>40,000</u>
	その他	44,000		42,000	51,000	
200 m <sup>2</sup> を超え300 m <sup>2</sup> 以内のもの	3号建築物	48,000	46,000	46,000	56,000	<u>49,000</u>
	その他	59,000		57,000	68,000	
300 m <sup>2</sup> を超え500 m <sup>2</sup> 以内のもの	3号建築物	72,000	83,000	69,000	83,000	<u>88,000</u>
	その他	90,000		86,000	104,000	
500 m <sup>2</sup> を超え1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		102,000	98,000	97,000	118,000	<u>103,000</u>
1,000 m <sup>2</sup> を超え2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		142,000	136,000	135,000	157,000	<u>143,000</u>
2,000 m <sup>2</sup> を超え4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		210,000	188,000	200,000	231,000	<u>198,000</u>
4,000 m <sup>2</sup> を超え6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		264,000	238,000	251,000	291,000	<u>250,000</u>
6,000 m <sup>2</sup> を超え8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		316,000		301,000	348,000	
8,000 m <sup>2</sup> を超え10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		389,000		370,000	428,000	
10,000 m <sup>2</sup> を超え20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		529,000		503,000	556,000	
20,000 m <sup>2</sup> を超え50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		636,000		605,000	668,000	
50,000 m <sup>2</sup> を超え100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		953,000		906,000	1,001,000	
100,000 m <sup>2</sup> を超え200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		1,332,000		1,266,000	1,399,000	
200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの		1,740,000		1,653,000	1,827,000	

## 【経過措置】

法6条第1項第4号の建築物として確認を受け令和7年3月31日までに着工した建築物の完了検査手数料は、3号建築物の欄の額によるものとする。(令和8年3月31日受理分まで)

## &lt;手数料の加算&gt;

1. 建築物エネルギー消費性能適合性判定、設計住宅性能評価若しくは長期使用構造の確認(以下「省エネ適合判定等」という。)を要した建築物及び省エネ仕様基準等に

より建築確認を受けた建築物の完了検査手数料の加算

①建築センターから省エネ適合判定等若しくは省エネ仕様基準等による建築確認を受けている場合の加算額

・省エネ適合判定等を要した部分の床面積に応じ別表5の3の額

②建築センター以外から省エネ適合性判定等若しくは省エネ仕様基準等による建築確認を受けている場合の加算額

・省エネ適合判定等を要した部分の床面積に応じ別表5の3の額

※建設住宅性能評価の検査報告書の添付がされた場合の前項の加算は、①②により算出された額に、建設住宅評価のない住戸数/全住戸数を乗じた額とする。(千円未満切捨て)

2. 建築物エネルギー消費性能適合性判定を要した建築物で、軽微な変更(ルートB)がある場合の加算(1,000円未満切捨て)

・建築センターの建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金(税抜)×30%

3. 建築物エネルギー消費性能適合性判定を要した建築物で、省エネ仕様基準等への変更を行った場合の加算

・別表5の2に定める額

4. 完了検査の申請又は検査の結果において、軽微な変更があった場合(直前の確認済証の交付を受けた日以降、完了検査の申請前までに軽微な変更があった場合を含む。)の加算

・別表5の4に定める額

5. 法6条第1項第4号の建築物として確認を受け令和7年4月1日以後に着工した建築物の完了検査手数料(中間検査を受けたものを除く)は、次に該当する場合には、別表第3の手数料に、それぞれ記載の額を加算したものとする。

①構造計算書添付の場合 20,000円

②壁量計算書添付の場合 10,000円

③省エネ仕様基準等による場合 別表第5の2に掲げる手数料

6. 新築でホームエレベーターを設ける場合(3号を除く)は、次の額を加算する。

12,000円



**別表第4** 仮使用認定手数料

別表第3の完了検査手数料の区分に該当する手数料の額の120%（1,000円未満切捨て）

**別表第5** ルート2による構造計算書の審査の場合の加算額 (単位：円)

建築物の床面積の合計	加算額
1,000㎡以内	145,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	190,000
2,000㎡を超え10,000㎡以内	220,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	290,000
50,000㎡を超えるもの	535,000

※面積は構造計算を行う部分（既存部分も含む）の面積とする。

**別表第5の2** 省エネ仕様基準等の審査の場合等の加算額 (単位：円)

住宅の種類	加算額
一戸建ての住宅	5,000
共同住宅等 (上記以外の住宅)	5,000×N ※ Nは仕様の数（全住戸が同一仕様ならばN=1）

別表第5の3 省エネ適合判定等を要した建築物の完了検査手数料の加算額

(単位：円)

	直前の省エネ適合性判定等をセンターで受けている場合	直前の省エネ適合性判定等を他機関で受けている場合
100 m <sup>2</sup> 以内のもの	9,000	18,000
100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内のもの	11,000	22,000
200 m <sup>2</sup> を超え 300 m <sup>2</sup> 以内のもの	15,000	30,000
300 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内のもの	21,000	42,000
500 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	25,000	50,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	34,000	68,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え 4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	42,000	84,000
4,000 m <sup>2</sup> を超え 6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	53,000	106,000
6,000 m <sup>2</sup> を超え 8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	62,000	124,000
8,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	77,000	154,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	105,000	210,000
20,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	126,000	252,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え 100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	189,000	378,000
100,000 m <sup>2</sup> を超え 200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	265,000	530,000
200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	345,000	690,000

別表第5の4 軽微変更に関する審査の場合の加算額

(単位：円)

軽微な変更の種類	加算額
構造に関する審査を要するもの	5,000
上記以外	2,000

別表第6 建築設備に関する申請手数料

(単位：円)

設 備	一の建築設備あたりの手数料の額	
	確認申請	完了検査申請
昇 降 機	24,000	31,000
小荷物専用昇降機	14,000	22,000

別表第7 工作物に関する申請手数料

(単位：円)

工 作 物		一の工作物あたりの手数料の額	
		確認申請	完了検査申請
擁 壁	高さ3 m以下	31,000	39,000
	高さ5 m以下	55,000	55,000
	高さ5 m超	60,000	67,000
広告塔		28,000	35,000

※令第138条第1項に掲げる工作物で上記以外のものについては、別途見積りによる。